

生活環境

内線122・123

野犬掃とうを実施します

野犬掃とう実施期間 / 3月1日～3月31日

羽幌町では「羽幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、羽幌町全域（離島地区は除く）で野犬掃とうを実施します。野犬と間違えられないよう必ず首輪を付け、ロープや鎖などでつないでください。

飼い犬がいなくなった時は
まず役場生活環境課までご連絡をください
役場で犬を保護していることがあります
また、犬の飼主は所有者がわかるように
首輪に「鑑札」（登録番号入り：丸型）もしくは
「狂犬病予防注射済票（角型）」をつけてください

犬のフン害について

いまだに一部の飼主により放置された犬の“フン”が目につきます。雪解けになるとさらに目立ち、放置された“フン”は、周辺の住民や土地の所有者に迷惑をかけるだけでなく、マナーを守っている犬の飼主に対して迷惑をかけています。

また、回収した“フン”を自宅に持ち帰らず、河川敷などへ投棄しているとの苦情もありました。

“フン”は必ず回収し、自宅に持ち帰って処理をしてください。

散歩でのノーリードについて

ノーリードとは、犬をロープや鎖などでつながらず散歩することで「マナー違反」です。しつけされている犬でも「絶対に人に危害を加えない」とは言えません。事故に遭う危険もあり、病原菌（エキノコックス症等）を持ち帰る危険もあります。

早朝、夜間を問わず散歩をするときには、必ずロープや鎖などでつないでください。

平成16年度留萌支庁動物取扱責任者及びペットの適正飼養講習会

動物取扱業者（動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示を行っている）の方には、動物に関する正しい知識を持って適正に動物を扱っていただくことを目的とし、一般住民の方には、動物の適正飼養を啓発する講習会です。講習会では、動物愛護に関する法律や条例、動物から人に移る病気、動物取扱業者の責務、子犬・子猫の病気などについてわかりやすく説明します。参加希望者は前日までに、申込みが必要となります。また、受講は無料です。

- 講習内容
 - ① ペットの適正飼養について
 - ② 動物取扱業者の責務について
 - ③ 動物取扱業者の衛生管理について
 - ④ 子犬・子猫の感染症について
- 日時 / 3月2日(水) 午後1時30分から3時30分
- 場所 / 留萌合同庁舎1階会議室
- 申込み先 / 留萌支庁環境生活課自然環境係
☎0164-42-1511（内線2978）

相談

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談を。

- 相談日時 / 2月28日(月)・午後1時～3時
- 相談場所 / 羽幌町役場
- 相談内容 / いじめ・虐待・セクハラ・家庭内暴力などの人権問題。離婚・相続などの家庭問題。金銭貸借のトラブルなど
- ▶ 問合せ先 / 町民福祉課総合受付係（内線104）

3月の各種相談日

- 登記相談
 - 2(水)（午前10時～午後1時 役場）
 - ☎ 旭川地方法務局留萌支局 ☎ 0164-42-0492
- 年金相談
 - 1 0(木)（午後1時～午後5時 役場）
 - 1 1(金)（午前9時～午後12時 役場）
 - ☎ 北海道社会保険事務局留萌事務所 ☎ 0164-43-7211
- 行政相談
 - 8(火)（午前9時～午後12時 役場相談室）
 - ☎ 町民福祉課総合受付係 ☎ 2-1211（内線104）
- 心配ごと相談
 - 1 8(金)（午後1時30分～午後4時 勤労青少年ホーム）
 - ☎ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 9-2311

消防

- 天売婦人消防隊 -

宝くじの助成金で消防ポンプ
や防火衣などを整備しました

財団法人自治総合センターの「宝くじ普及広報事業」の助成金を財源として、財団法人日本消防協会が実施する「女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業」による助成金で、天売婦人消防隊に「消防ポンプ」や統一した隊員の「防火衣」、「ヘルメット」、「現場用長靴」を整備しました。

今回整備されたことにより、火災予防運動や初期消火訓練など、今後も島民が安心して暮らせる地域づくりの推進に一層のご活躍を期待します。

